

福岡県公報

平成22年4月19日
第3100号

目次

告示(第708号-第714号)

大規模小売店舗の新設の届出	(中小企業振興課)	1
解除に係る保安林の所在場所等	(森林保全課)	2
道路の区域の変更	(道路維持課)	2
道路の区域の変更	(道路維持課)	2
道路の供用の開始	(道路維持課)	3
道路の供用の開始	(道路維持課)	3
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	3
公 告			
建築協定の認可	(建築指導課)	3
公安委員会			
意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	(警察本部交通指導課)	4
意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	(警察本部駐車対策課)	4

告 示

福岡県告示第708号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成22年4月19日

福岡県知事 麻 生 渡

- 届出年月日
平成22年3月31日
- 大規模小売店舗の名称及び所在地
(1) 名 称 アスタラピスタ広川店
(2) 所在地 福岡県八女郡広川町大字広川字高長83番2 外
- 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

- 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称	住 所
株式会社アスタラピスタ	福岡県三潁郡大木町大字高橋518番地

- 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称	住 所
株式会社アスタラピスタ	福岡県三潁郡大木町大字高橋518番地

- 大規模小売店舗を新設する日
平成22年12月1日
- 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,736平方メートル
- 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- 駐車場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数(台)
福岡県八女郡広川町大字広川字高長83番2 外	125

- 駐輪場の位置及び収容台数

駐輪場の位置	収容台数(台)
福岡県八女郡広川町大字広川字高長83番2 外	50

- 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積(平方メートル)
-----------	------------

福岡県八女郡広川町大字広川字高長83番2 外	81
------------------------	----

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量 (立方メートル)
福岡県八女郡広川町大字広川字高長83番2 外	33.1

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者の氏名	開店時刻	閉店時刻
株式会社アスタロピスタ	午前9時	午後11時

(2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

午前8時30分から午後11時30分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

1ヶ所 福岡県八女郡広川町大字広川字高長83番2 外

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時00分から午後6時00分まで

福岡県告示第709号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定に基づき、保安林の指定の解除をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成22年4月19日

福岡県知事 麻生 渡

1 解除に係る保安林の所在場所

糟屋郡久山町大字山田字登り尾2396の270、2396の271、2419の7、2419の9、2419の10、2419の11、2419の14、2419の15、2419の17、2419の18

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 解除の理由

廃棄物処理施設用地とするため

福岡県告示第710号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年4月19日

福岡県知事 麻生 渡

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
田 川	県 道	添 田 池 線	前	田川郡福智町神崎1056番145先から同郡同町神崎1056番111先まで	23.5 ~ 23.5	97.0
			後	同上	19.5 ~ 23.5	97.0

福岡県告示第711号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年4月19日

福岡県知事 麻生 渡

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
----------	-------	-----	-------	-----	-----------	-----------	-----

福岡	県道 加布里線 停車場	前	糸島市神在1048番6先から 同市神在505番16先まで	12.6 ～ 21.5	150.7	うち県道 波呂神在 線重用延 長60.0メ ートル
			後	同上		12.6 ～ 21.5

福岡県告示第712号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成22年4月19日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年4月19日

福岡県知事 麻生 渡

県土整備 事務所名	路線名	供用開始の区間
福岡	本 加布里線 停車場	糸島市神在1048番6先から 同市神在505番16先まで

福岡県告示第713号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成22年4月19日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年4月19日

福岡県知事 麻生 渡

県土整備 事務所名	路線名	供用開始の区間
福岡	津和崎 潤線	糸島市泊208番先から 同市潤753番2先まで

福岡県告示第714号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成22年4月19日

福岡県知事 麻生 渡

- 開発区域に含まれる地域の名称
糟屋郡久山町大字山田字塚崎1217番18及び1219番3
- 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
糟屋郡久山町大字山田1217番17
福岡医療関連協業組合 代表理事 鬼塚 俊一

公告

公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第73条第1項の規定に基づき、次のように建築協定を認可したので、同条第2項の規定により公告する。

平成22年4月19日

福岡県知事 麻生 渡

- 土地所有者等の住所及び氏名
大野城市大城四丁目31番6号
石井 修己
- 協定の理由
住宅地として良好な環境を高度に維持増進するため
- 協定の概要
建築物の敷地、位置、用途、形態及び意匠に関する基準

4 協定区域の地名

大野城市大城四丁目31番5号外、太宰府市水城二丁目719番64外

5 区域の面積

5,748.57㎡

公安委員会

福岡県公安委員会告示第110号

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号。以下「行手条例」という。）第37条第4項第1号及び第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで道路交通法第75条第2項の規定による自動車の使用制限に係る処分量定の細目基準に関する規程について（以下「細目基準」という。）の一部改正を行ったので、行手条例第41条第5項の規定に基づき告示する。

平成22年4月19日

福岡県公安委員会

1 意見を募集しなかった理由

道路交通法に関する基準及び読替え後の道路交通法に関する基準は、「道路交通法の一部を改正する法律」（平成21年法律第21号）の制定に伴い所要の規定の整備を行うものであるが、改正の内容が罰則規定の条項移動によるものだけで、条文の内容変更を伴わないものである（行手条例第37条第4項第8号）ため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものである。

2 公布日

道路交通法の一部を改正する法律（平成21年法律第21号）

平成22年4月19日

3 概要等

関連資料については、福岡県警察ホームページ（<http://www.police.pref.fukuoka.jp/>）に掲載するほか、福岡県警察本部交通部交通企画課に備え置く。

福岡県公安委員会告示第114号

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号。以下「行手条例」という。）第37

条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで福岡県道路交通法施行細則（昭和47年福岡県公安委員会規則第7号）第7条第2項の規定による警察署長の行う駐車許可に係る審査基準（以下「審査基準」という。）の改定を行ったので、行手条例第41条第5項の規定に基づき告示する。

平成22年4月19日

福岡県公安委員会

1 意見を募集しなかった理由

本改定は、道路交通法の一部を改正する法律（平成21年法律第21号）の制定に伴い、所要の規定の整備を行ったものであるが、改定の内容は高齢運転者等専用時間制限駐車区間の新設による条項移動であり、行手条例第37条第4項第8号に該当することから、意見公募手続を実施しなかったものである。

2 審査基準の改定日

平成22年4月6日

3 概要等

関連資料については、福岡県警察ホームページ（<http://www.police.pref.fukuoka.jp/>）に掲載するほか、福岡県警察本部交通部駐車対策課に備え置く。